**教職員の評価・育成システムの改定について**

教育委員会会議資料

平成２６年１２月２２日

**１　改定理由**

「教職員の評価・育成システム」の客観性・適正性をより一層確保するため、８月に取りまとめた授業アンケート結果を踏まえた教員評価の検証も踏まえ、所要の改正を行うもの

**２　改定内容**

　**（１） 「授業力」評価が下位評価となった教員の業績評価、能力評価の取扱いの見直し**

[趣旨]：授業は学校教育活動の中心をなすものであることから、「授業力」を教員評価における

「基本として最も必要な要素」と位置付ける

[内容]：業績評価において「授業力」が下位評価（「達していない」）とされた場合は、

業績評価を標準（「A」）以上としない

能力評価において「授業力」が下位評価（「発揮していない」）とされた場合は、

能力評価を標準（「A」）以上としない

**（２）その他**

① 授業アンケート結果の判定に基準を導入

[内容]：授業アンケート結果について“絶対値による基準”と“統計的手法による基準”を

活用した判定を行う

[方法]：「特段に高い」→「絶対値3.5以上」かつ「統計的手法（トンプソン検定）により、校内において特段に高いとされた値」

　　　　　　　　　　　　　 「特段に低い」→「絶対値2.5以下」又は「統計的手法（トンプソン検定）により、校内において特段に低いとされた値」

とする

②「授業力」評価における指導・育成手順を明確化

[対象]：・授業アンケート結果が「特段に低い」と判定された教員

・その他校長が必要と認める教員

［内容］：「授業力」について、指導・育成過程を記録するための様式（「授業改善シート」、

以下「シート」という。）を導入

[方法]：・校長が授業実施上の課題、課題に対する改善方策について教員に示し、

認識の共有化を図る

　　　　　　　　・校長が授業観察（年間複数回実施）や具体的な職務行動に関する内容をシートに記録

・校長がシートに記載した授業観察や職務行動の記録等をもとに、

「『授業力』評価票」を作成

**３　実施時期**

平成２７年４月１日

１－２